【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長殿【提出日】2020年8月13日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出) DIAM世界リートインデックスファンド(毎月分配型)

内国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 1兆円を上限とします。

内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DIAM世界リートインデックスファンド(毎月分配型) (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されも しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示 することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」に掲載されますのでご参照ください。

(5)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.75%(税抜2.5%)を上限に各販売会社が定める手数料率を 乗じて得た額とします。

収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) 収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。 お申込単位は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間:2020年8月14日から2021年2月12日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日 に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドの申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、下記の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、 委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。 払込取扱場所についてご不明な点は、下記の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を 中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。 ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

される指数です。

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

度額を変更することができます。

当ファンドは、S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし) の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託のうち、不動産投資信託等に投資を行う、ファンド・オブ・

ファンズに属します。 当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限

「S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」は、世界主要国に上場するリートおよび同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出

「円換算ベース」とは、S&P 先進国 REITインデックスのドルベースのデータを基準価額 算出に用いる為替レートによって委託会社が計算したものです。 「S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」の著作権 等について

S&P 先進国 REITインデックスは、S&P Globalの一部門であるS&Pダウ・ジョーンズ・イン デックスLLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会 社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるスタンダー ド&プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、ダ ウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC(「Dow Jones」)の登録商標です。指数 に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称 して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているも のではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、有 価証券全般または具体的な商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡 するS&P 先進国 REITインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表 明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するもの でもありません。S&P 先進国 REITインデックスに関して、S&P Dow Jones Indicesと委託会 社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび/または特定の商標、サービ スマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P 先進国 REITインデックスは 委託会社または本商品に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。 S&P Dow Jones Indicesは、S&P 先進国 REITインデックスの決定、構成または計算において 委託会社または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、 本商品の価格および数量、または本商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合に よっては本商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負 わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケ ティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 先進国 REIT インデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資 収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社では ありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会 社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売 り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなり

S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 R E I T インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは S & P 先進国 R E I T インデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

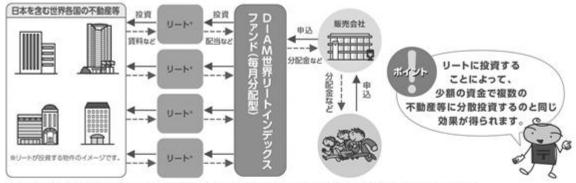
負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと 委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<ファンドの特色>

リート(不動産投資信託)に分散投資

皆様からお預かりしたお金は、当ファンドを通じて複数のリートに分散投資されます。

- ●リート(不動産投資信託=REIT)とは、投資家から集めた資金で、オフィスビル、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産等を取得し、管理・運用する金融商品です。
- ●投資先の不動産等から得た賃料収入や売却益等の大部分を、配当として投資家に分配する 仕組みになっています。



*国内、海外の証券取引所に上場(これに準じるものも含みます。)されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券)とします。

一 日本を含む世界各国に分散投資



- ●不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

安定した毎月分配をめざします。

当ファンドは毎月決算を行います。リートから得られる配当等収益を中心に安定的な分配を行うことをめざします。

※決算日は、毎月13日です。(ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。 分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

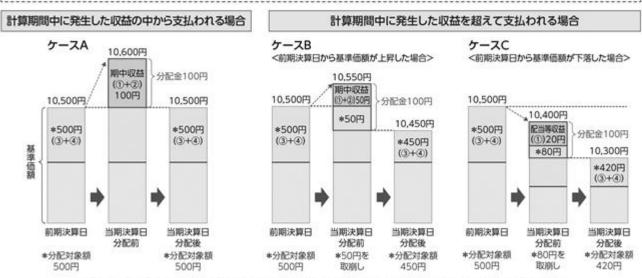


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

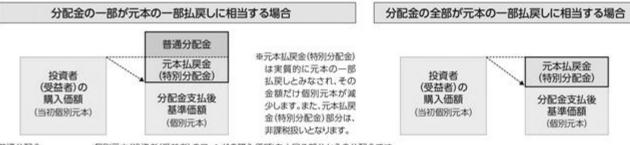
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金



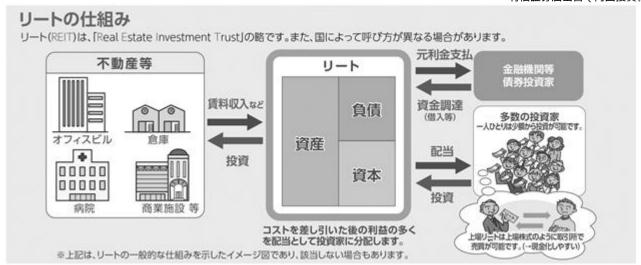
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



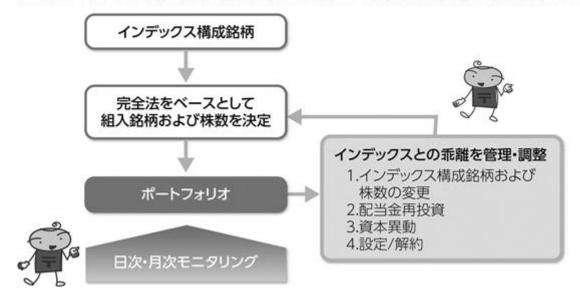
普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



運用プロセス

基本方針としてインデックス構成銘柄を投資対象銘柄群として設定し、ポートフォリオとインデックス(S&P 先進国 REITインデックス)の個別銘柄毎の構成比率を近づけることでパフォーマンスの連動を目指します。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株式債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
2 加 望 投 信	財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
/母	が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
不動産投信	が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を
	源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を
インチックス型	めざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

两江区力化					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象イン デックス
株一大中 債 で そし で 不 そ で で で で で で で で で で で で で で で で で	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローを 中 ボール (日本 日 北 欧 ア セ 中 ア 中中の で	ファミリー ファンド・オ ブ・ファンズ	あり ()	デックス 日経225 TOPIX その他 (S&P 先進 国 REITイ ンデックス)
() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			
1	i .	1	i e		ı

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

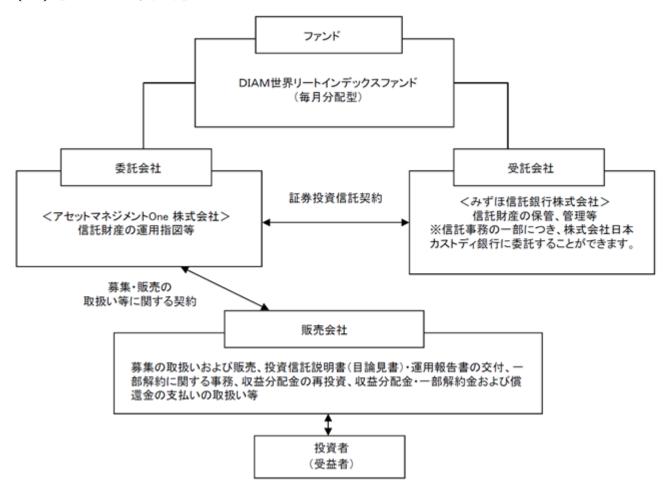
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質
不動産投信	的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨
	の記載があるものをいいます。
年12回(毎日)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があ
年12回(毎月) 	るものをいいます。
グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む
(日本を含む)	世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
・ファンズ	をいいます。
	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨
為替ヘッジなし	の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをい
	います。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

2006年6月12日 信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

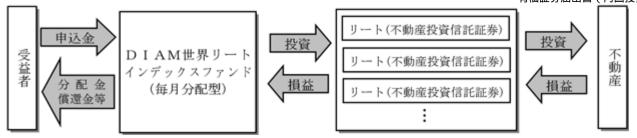
当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。 当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再 投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めた ものです。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2020年5月29日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・ア

セットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名

を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMア

セットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、

新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、

商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年5月29日現在)

	``		
株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

- 1: A 種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<投資対象>

日本を含む世界各国の不動産投資信託証券 を主要投資対象とします。

国内、海外の証券取引所に上場(これに準じるものも含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券)とします。

<投資態度>

日本を含む世界各国の不動産投資信託証券に投資することにより、S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色 > をご参照ください。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第 18条の2に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)

- 4.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、3.および4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

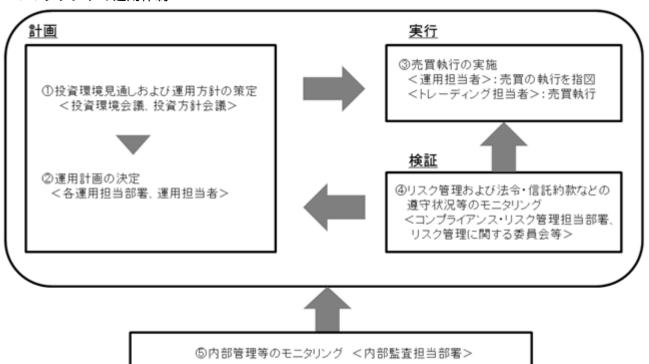
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

2020年5月29日現在、当ファンドが純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券(リート)はありません。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良 執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニ タリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法 令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b.ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎月13日。休業日の場合は翌営業日。)に以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲のうち、経費控除後の利子・配当等収益(繰越分を含みます。) および売買益(評価益を含みます。)等の水準および基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則 として経費控除後の利子・配当等収益(繰越分を含みます。)等を中心に安定した収益分配を継 続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合がありま す。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.信託財産に属する配当等収益(利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.売買損益に評価損益を加減した額(以下「売買益」と言います。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

再投資する場合の収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益 権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3) 投資制限)

株式への投資は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、S&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために指数の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

先物取引等の運用指図(約款第18条の2)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第18条の3)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理 的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

特別の場合の外貨建資産への投資制限(約款第19条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第20条)

委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ(約款第27条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以

内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を 限度とします。

- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

リート(不動産投資信託)の価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値および当該不動産等による賃貸収入の 増減によって変動します。

リートは株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は不動産市況の変動、景気や株式 市況等の動向などによって変動します。

その他にも、投資対象不動産の老朽化・災害に伴う損害などは不動産等の価値が低下する要因となり、また、リートが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性もあります。

当ファンドは、リートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは外貨建資産の為替リスクに対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

また、外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動によりリートの価格が変動するリスクをいいます。金利が上昇した場合には、リートの価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要 因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

投資するリートの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない 事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申 込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスの改廃の場合、またはその他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

当ファンドはS&P 先進国 REITインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れないこと、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること、収益分配の実施に伴う基準価額の分配落ち等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

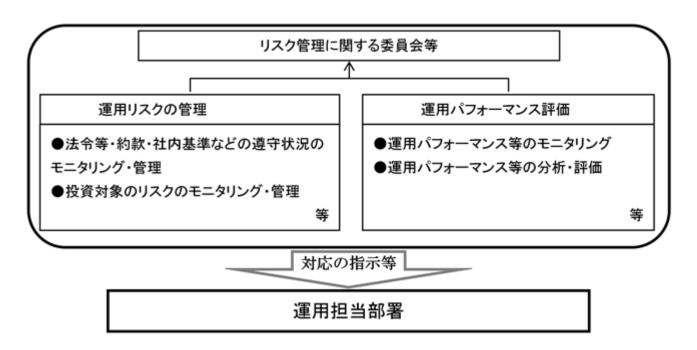
注意事項

- ・当ファンドは、不動産投資信託など値動きのある証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は 購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の 報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行いま す。



リスク管理体制は2020年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

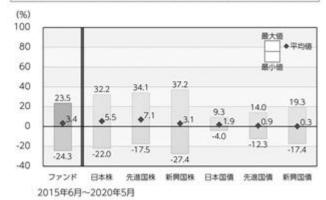
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(姚東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、衡東京証券取引所が有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI開價	[NOMURA-BPI国債]は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に2.75%(税抜2.5%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.935%(税抜0.85%)

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.345%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基
		準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.425%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の
		送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.080%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図
		の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに 信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1.信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の 利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる 消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託 (リート)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失は

ないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との 損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、申込形態が異なる場合で同一ファンドの受益権を取得する場合は申込形態別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和2年5月29日現在

資		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		15,753,251,133	9.60
	内 オーストラリア	9,531,502,202	5.81
	内 シンガポール	6,221,748,931	3.79
投資証券		147,880,668,511	90.10
	内 アメリカ	110,955,504,306	67.60
	内 日本	16,288,347,210	9.92
	内 イギリス	7,394,055,314	4.50
	内 カナダ	2,698,634,929	1.64
	内 香港	2,480,786,119	1.51
	内 フランス	2,306,139,820	1.41
	内 ベルギー	1,795,218,621	1.09
	内 オランダ	1,353,191,698	0.82
	内 スペイン	790,272,855	0.48
	内 ニュージーランド	644,248,679	0.39
	内 ドイツ	418,190,961	0.25
	内 ガーンジィ	362,242,547	0.22
	内 アイルランド	198,588,444	0.12
	内 イスラエル	109,110,120	0.07
	内 マン島	31,975,587	0.02
	内韓国	27,099,492	0.02
	内 イタリア	27,061,809	0.02
コール・ローン、その他の	資産(負債控除後)	502,451,370	0.31
純資産総額		164,136,371,014	100.00

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年5月29日現在

						V 1H2 1 0/ 1/	
順	。 銘柄名			簿価単価	評価単価	利率	投資
位	新州石 発行体の国/地域	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111	光1]体0/国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)
1	PROLOGIS INC	投資証	958,776	9,057.26	10,005.66	-	5.84
ı	アメリカ	券	930,770	8,683,888,677	9,593,192,904	-	5.04
2	EQUINIX INC	投資証	114 500	71,408.72	74,555.92	-	F 20
2	アメリカ	券	114,522	8,177,869,959	8,538,293,700	-	5.20
3	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証	340,843	14,293.79	15,704.75	-	3.26
3	アメリカ	券	340,643	4,871,938,903	5,352,856,319	-	3.20
4	PUBLIC STORAGE	投資証	194,840	19,191.24	21,633.96	-	2.57
4	アメリカ	券	194,040	3,739,222,310	4,215,160,902	-	2.57
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証	101 106	16,291.24	17,100.49	-	1 90
Э	アメリカ	券	181,186	2,951,745,585	3,098,370,450	-	1.89
6	EQUITY RESIDENTIAL	投資証	452,875	6,460.63	6,545.35	-	1.81
0	アメリカ	券	432,673	2,925,860,946	2,964,225,879		1.01
7	WELLTOWER INC	投資証	526,639	4,277.23	5,520.59	-	1.77
	アメリカ	券	520,639	2,252,558,797	2,907,358,102	-	1.77

⁽注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

アセットマネンメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					有侧	业分油山青(/	1四仅具后
8	REALTY INCOME CORP	投資証	444,718	5,555.10	5,989.42	-	1.62
0	アメリカ	券	444,710	2,470,454,034	2,663,603,328	-	1.62
	ALEXANDRIA REAL ESTATE	+ 几 -次-±⊤		45 020 47	40,000,00		
9	EQUIT	投資証	159,090	15,930.17	16,682.20	-	1.62
	アメリカ	券		2,534,331,773	2,653,971,866	-	
10	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証	200, 200	5,862.32	6,424.91	-	4.50
10	アメリカ	券	398,266	2,334,766,644	2,558,826,193	-	1.56
44	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資証	05 770	24,717.24	26,759.91	-	4 40
11	アメリカ	券	85,770	2,119,998,307	2,295,197,978	-	1.40
	GOODMAN GROUP	投資信		1,026.01	1,099.50	-	
12		託受益	2,073,174				1.39
	オーストラリア	証券		2,127,103,475	2,279,462,069	-	
13	LINK REIT	投資証	2,715,700	936.92	790.59	-	1.31
13	香港	券	2,715,700	2,544,393,655	2,147,005,263	-	1.31
14	INVITATION HOMES INC	投資証	698,971	2,593.49	2,817.28	-	1.20
14	アメリカ	券	090,971	1,812,774,365	1,969,201,212	-	1.20
15	VENTAS INC	投資証	404 074	2,987.25	3,952.80	-	1 16
15	アメリカ	券	481,971	1,439,771,616	1,905,136,318	-	1.16
10	MID AMERICA	投資証	440 444	11,689.94	12,651.97	-	4 44
16	アメリカ	券	148,111	1,731,409,983	1,873,897,380	-	1.14
47	SUN COMMUNITIES INC	投資証	400.004	13,923.21	14,896.13	-	4 00
17	アメリカ	券	120,364	1,675,854,037	1,792,957,899	-	1.09
40	DUKE REALTY TRUST	投資証	477 000	3,401.47	3,745.26	-	4 00
18	アメリカ	券	477,382	1,623,805,142	1,787,924,435	-	1.09
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	投資証		2,359.48	2,751.69	-	
19	アメリカ	券	642,893	1,516,898,751	1,769,043,974	-	1.08
	BOSTON PROPERTIES INC	投資証		8,468.19	9,436.83	-	
20	アメリカ	券	186,775	1,581,647,926	1,762,564,446	-	1.07
	EXTRA SPACE STORAGE INC	投資証		9,172.35	10,454.06	-	
21	アメリカ	券	168,211		1,758,488,996	-	1.07
	SEGRO PLC	投資証		1,080.13	1,123.85	-	
22	イギリス	券	1,424,362	1,538,497,170	1,600,775,500	-	0.98
	EQUITY LIFESTYLE						
23	PROPERTIES	投資証	236,762	6,217.08	6,720.62	-	0.97
	アメリカ	券	·	1,471,970,445	1,591,188,616	-	
	UDR INC	投資証		3,883.86	4,134.52	-	
24	アメリカ	券	380,677	1,478,497,668	1,573,919,905	-	0.96
	WP CAREY INC	投資証		6,291.75	6,696.96	-	
25	アメリカ	券	224,074	1,409,819,723	1,500,616,497	-	0.91
	MEDICAL PROPERTIES TRUST	投資証		1,806.51	1,951.66	-	
26	アメリカ	, 	672,525	1,214,929,801	1,312,546,530	-	0.80
	CAMDEN PROPERTY TRUST	投資証		9,057.74	9,951.90	-	
27	アメリカ	券	125,998	1,141,257,378	1,253,919,685	-	0.76
	VICI PROPERTIES INC	投資証		1,697.70	2,083.93	-	
28	アメリカ	券	600,156	1,018,886,802	1,250,683,933	-	0.76
	日本ビルファンド投資法人	投資証		620,183.83	676,000.00	-	
29	日本	券	1,824	1,131,215,307	1,233,024,000	-	0.75
	HOST HOTELS & RESORTS INC	投資証		1,059.27	1,293.58	-	
30	アメリカ	券	933,318	988,643,090	1,207,327,005	-	0.74
		L	l	-,,	, ,- : ,	l .	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年5月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	9.60
投資証券	90.10
合計	99.69

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(令和2年5月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1 口当たりの	1 口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第9特定期間末 (平成22年11月15日)	169,429	171,601	0.3901	0.3951
第10特定期間末 (平成23年5月13日)	209,643	211,454	0.4052	0.4087
第11特定期間末 (平成23年11月14日)	184,743	186,667	0.3361	0.3396
第12特定期間末 (平成24年5月14日)	208,276	210,250	0.3693	0.3728
第13特定期間末 (平成24年11月13日)	212,068	214,136	0.3588	0.3623
第14特定期間末 (平成25年5月13日)	312,970	315,077	0.5200	0.5235
第15特定期間末 (平成25年11月13日)	263,147	265,234	0.4415	0.4450
第16特定期間末 (平成26年5月13日)	276,666	278,673	0.4824	0.4859
第17特定期間末 (平成26年11月13日)	301,378	303,594	0.5439	0.5479
第18特定期間末 (平成27年5月13日)	296,794	299,463	0.5560	0.5610
第19特定期間末 (平成27年11月13日)	267,910	270,491	0.5189	0.5239
第20特定期間末 (平成28年5月13日)	247,505	250,059	0.4846	0.4896
第21特定期間末 (平成28年11月14日)	206,597	209,103	0.4122	0.4172

<u>有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

			1月1川証	<u> </u>
第22特定期間末 (平成29年5月15日)	213,278	215,739	0.4335	0.4385
第23特定期間末 (平成29年11月13日)	209,668	212,143	0.4237	0.4287
第24特定期間末 (平成30年5月14日)	186,417	188,919	0.3726	0.3776
第25特定期間末 (平成30年11月13日)	191,916	194,549	0.3645	0.3695
第26特定期間末 (令和1年5月13日)	199,162	202,011	0.3494	0.3544
第27特定期間末 (令和1年11月13日)	210,260	213,392	0.3356	0.3406
第28特定期間末 (令和2年5月13日)	148,893	150,585	0.2200	0.2225
令和1年5月末日	200,421	-	0.3454	-
6月末日	202,962	-	0.3416	-
7月末日	210,399	•	0.3456	-
8月末日	209,325	-	0.3391	-
9月末日	216,511	-	0.3481	-
10月末日	221,772	-	0.3546	-
11月末日	219,900	-	0.3478	-
12月末日	216,313	-	0.3380	-
令和2年1月末日	220,120	-	0.3393	-
2月末日	204,928	-	0.3134	-
3月末日	153,562	-	0.2310	-
4月末日	161,951	-	0.2402	-
5月末日	164,136	-	0.2413	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)		
第9特定期間	0.0300		
第10特定期間	0.0255		
第11特定期間	0.0210		
第12特定期間	0.0210		
第13特定期間	0.0210		
第14特定期間	0.0210		
第15特定期間	0.0210		
第16特定期間	0.0210		
第17特定期間	0.0230		
第18特定期間	0.0270		
第19特定期間	0.0300		
第20特定期間	0.0300		
第21特定期間	0.0300		
第22特定期間	0.0300		
第23特定期間	0.0300		
第24特定期間	0.0300		
第25特定期間	0.0300		
第26特定期間	0.0300		
第27特定期間	0.0300		
第28特定期間	0.0275		

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9特定期間	4.0
第10特定期間	10.4
第11特定期間	11.9
第12特定期間	16.1
第13特定期間	2.8
第14特定期間	50.8
第15特定期間	11.1
第16特定期間	14.0
第17特定期間	17.5
第18特定期間	7.2
第19特定期間	1.3
第20特定期間	0.8
第21特定期間	8.7
第22特定期間	12.4
第23特定期間	4.7
第24特定期間	5.0
第25特定期間	5.9
第26特定期間	4.1
第27特定期間	4.6
第28特定期間	26.3

(注1)収益率は期間騰落率です。

(注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9特定期間	144,210,396,930	10,312,371,083
第10特定期間	127,240,498,178	44,249,053,262
第11特定期間	77,005,484,895	44,692,742,926
第12特定期間	70,254,966,246	55,948,359,265
第13特定期間	88,790,356,886	61,745,232,320
第14特定期間	134,840,206,872	123,909,330,257
第15特定期間	80,271,354,363	86,116,404,221
第16特定期間	66,313,512,069	88,904,531,061
第17特定期間	57,034,819,430	76,465,158,209
第18特定期間	49,021,617,265	69,246,463,484
第19特定期間	24,646,644,804	42,194,754,645
第20特定期間	23,225,221,877	28,718,351,054
第21特定期間	22,704,486,809	32,310,131,925
第22特定期間	23,944,906,320	33,109,750,251
第23特定期間	27,467,330,323	24,586,271,977
第24特定期間	28,372,798,222	22,984,335,378
第25特定期間	44,107,794,532	17,836,894,602
第26特定期間	65,537,778,314	22,138,907,332
第27特定期間	76,510,161,442	19,893,047,814
第28特定期間	75,283,598,011	25,164,732,097

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2020年5月29日

基準価額・純資産の推移 (2010年5月31日~2020年5月29日)

分配の推移(税引前)

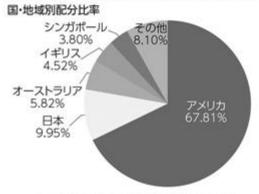


50円
50円
50円
50円
25円
575円
8.255円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を両投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2006年6月12日)

主要な資産の状況



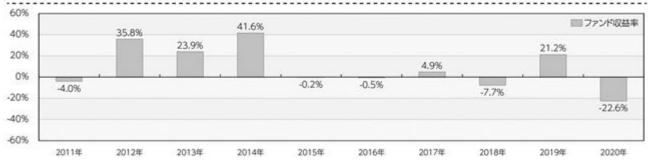
※比率(%)は組入有価証券評価額に対する比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	5.84
2	EQUINIX INC	アメリカ	5.20
3	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.26
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.57
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	1.89
6	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	1.81
7	WELLTOWER INC	アメリカ	1.77
8	REALTY INCOME CORP	アメリカ	1.62
9	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	1.62
10	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.56

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかの 休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行い ません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消す ことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申 込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額(発行価格)は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示 することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位

各販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) 収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込単位は販売会社にお問い合わせください。

・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.75%(税抜2.5%)を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

<解約価額の照会方法等>

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において お支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に 従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受 益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
不動産投資信託証券	計算日 における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2006年6月12日から無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

a.計算期間は原則として毎月14日から翌月13日までとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

b.上記a.の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c.委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d.委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f.委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交 付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いま せん。
- g. 上記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
- i.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

k.上記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買 取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

口.信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款 に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に 対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c.委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしま す。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を 超えるときは信託約款の変更をしません。
- e.委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない 旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行い ません。
- f.委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g.上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買 取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

八.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ に掲載します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

・委託会社は、原則として毎年6月13日、12月13日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会 社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 なお、収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類 の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年11月14日から令和2年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【 D I A M世界リートインデックスファンド (毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和1年11月13日現在	当期 令和2年5月13日現在
資産の部		
流動資産		
預金	137,158,937	123,369,927
コール・ローン	269,026,615	211,699,616
投資信託受益証券	20,044,608,079	14,400,642,340
投資証券	189,105,653,854	133,777,035,445
派生商品評価勘定	80,820	137,880
未収入金	3,664,294,430	1,829,380,028
未収配当金	460,999,170	429,197,131
流動資産合計	213,681,821,905	150,771,462,367
資産合計	213,681,821,905	150,771,462,367
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	147,650	-
未払金	-	49,400,011
未払収益分配金	3,132,890,973	1,691,742,651
未払解約金	125,920,582	16,097,862
未払受託者報酬	15,289,825	11,344,069
未払委託者報酬	147,164,665	109,186,736
その他未払費用	327,874	260,415
流動負債合計	3,421,741,569	1,878,031,744
負債合計	3,421,741,569	1,878,031,744
純資産の部		
元本等		
元本	626,578,194,644	676,697,060,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	416,318,114,308	527,803,629,935
(分配準備積立金)	<u>-</u>	
元本等合計	210,260,080,336	148,893,430,623
純資産合計	210,260,080,336	148,893,430,623
負債純資産合計	213,681,821,905	150,771,462,367

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 令和1年5月14日 至 令和1年11月13日	当期 自 令和1年11月14日 至 令和2年5月13日
営業収益		
受取配当金	3,916,387,848	3,783,245,328
配当株式	-	3,417,960
受取利息	1,950,912	970,511
有価証券売買等損益	8,814,231,120	54,870,857,027
為替差損益	1,909,391,019	6,091,803,051
その他収益	267	231
営業収益合計	10,823,179,128	57,175,026,048
営業費用		
支払利息	121,761	84,287
受託者報酬	91,681,902	85,205,371
委託者報酬	882,438,738	820,102,142
その他費用	18,605,067	47,316,970
営業費用合計	992,847,468	952,708,770
営業利益又は営業損失()	9,830,331,660	58,127,734,818
経常利益又は経常損失()	9,830,331,660	58,127,734,818
当期純利益又は当期純損失()	9,830,331,660	58,127,734,818
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	37,641,380	312,160,928
期首剰余金又は期首欠損金()	370,798,946,582	416,318,114,308
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,045,969,568	17,348,922,914
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	13,045,969,568	17,348,922,914
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,022,614,435	53,063,406,712
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	50,022,614,435	53,063,406,712
分配金	18,335,213,139	17,955,457,939
期末剰余金又は期末欠損金()	416,318,114,308	527,803,629,935

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期		
	項目	自 令和1年11月14日		
		至 令和2年5月13日		
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券		
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ		
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ		
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気		
		配相場に基づいて評価しております。		
		投資証券		
		│ ^{扠貝証分} │ 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ │		
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気		
		配相場に基づいて評価しております。		
2.	デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引		
	価方法	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって		
		計算しております。		
3.	収益及び費用の計上基準	 受取配当金		
	以血次0 美/// 5 TT TT	^ ^ ^ ^		
		しております。		
		配当株式		
		原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上し		
		ております。 		
4.	その他財務諸表作成のための基本	 外貨建取引等の処理基準		
' '	となる重要な事項	ハタビス 11500 22年 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に		
	= 	換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令		
		第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。		

(貸借対照表に関する注記)

	15日	前期	当期
	項目	令和1年11月13日現在	令和2年5月13日現在
1.	期首元本額	569,961,081,016円	626,578,194,644円
	期中追加設定元本額	76,510,161,442円	75,283,598,011円
	期中一部解約元本額	19,893,047,814円	25,164,732,097円
2.	受益権の総数	626,578,194,644□	676,697,060,558□
3.	元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお リ、その差額は416,318,114,308円で	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は527,803,629,935円で
		あります。	あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 令和1年5月14日	自 令和1年11月14日
	至 令和1年11月13日	至 令和2年5月13日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年5月14日 至令和1年6月	(自令和1年11月14日 至令和1年12
	13日)	月13日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(458,217,043円)、費用控	当等収益(377,715,228円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に規
	定される収益調整金	定される収益調整金
	(60,294,863,646円)及び分配準備	(49,906,518,719円)及び分配準備
	積立金(0円)より分配対象収益は	積立金(0円)より分配対象収益は
	60,753,080,689円(1万口当たり	50,284,233,947円(1万口当たり
	1,037.61円)であり、うち	792.38円)であり、うち
	2,927,530,418円(1万口当たり50	3,172,973,540円(1万口当たり50
	円)を分配金額としております。	円)を分配金額としております。
	(自令和1年6月14日 至令和1年7月	(自令和1年12月14日 至令和2年1月
	16日)	14日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(1,137,825,024円)、費用	当等収益(957,101,204円)、費用控
	控除後、繰越欠損金を補填した有価	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	証券売買等損益(0円)、信託約款に 券売買等損益(0円)、信 規定される収益調整金 定される収益調整金	
	祝足される収益調整並 (59,348,321,165円)及び分配準備	定される収益調整金 (47,738,678,872円)及び分配準備
	(33,340,321,1031)/及び対配平編 積立金(0円)より分配対象収益は	積立金(0円)より分配対象収益は
	60,486,146,189円(1万口当たり	48,695,780,076円 (1万口当たり
	1,006.79円)であり、うち	757.33円)であり、うち
	3,003,881,453円(1万口当たり50	3,214,932,707円(1万口当たり50
	円)を分配金額としております。	円)を分配金額としております。
	(自令和1年7月17日 至令和1年8月 13日)	(自令和2年1月15日 至令和2年2月 13日)
	 計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(162,510,679円)、費用控	当等収益(287,309,971円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(1,765,352,761円)、
	定される収益調整金	信託約款に規定される収益調整金
	(58,604,485,726円)及び分配準備	(46,066,050,280円)及び分配準備
	積立金(0円)より分配対象収益は	積立金(0円)より分配対象収益は
	58,766,996,405円(1万口当たり	48,118,713,012円(1万口当たり
	959.47円)であり、うち	738.86円)であり、うち
	3,062,451,815円(1万口当たり50	3,256,248,344円(1万口当たり50
	円)を分配金額としております。 	円)を分配金額としております。
		l

(自令和1年8月14日 至令和1年9月 13日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(677,257,646円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(56,262,476,130円)及び分配準備 積立金(0円)より分配対象収益は 56,939,733,776円(1万口当たり 920.48円)であり、うち 3,092,932,107円(1万口当たり50 円)を分配金額としております。

(自令和1年9月14日 至令和1年10月 15日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(795,587,443円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(54,243,740,940円)及び分配準備 積立金(0円)より分配対象収益は 55,039,328,383円(1万口当たり 883.30円)であり、うち 3,115,526,373円(1万口当たり50 円)を分配金額としております。

(自令和1年10月16日 至令和1年11 月13日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(191,940,209円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金

(52,214,313,945円)及び分配準備 積立金(0円)より分配対象収益は 52,406,254,154円(1万口当たり 836.38円)であり、うち 3,132,890,973円(1万口当たり50 円)を分配金額としております。 (自令和2年2月14日 至令和2年3月 13日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(560,181,680円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(45,239,621,379円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は45,799,803,059円(1万口当たり697.49円)であり、うち3,283,156,234円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(自令和2年3月14日 至令和2年4月 13日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(890,817,944円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(43,214,821,080円)及び分配準備 積立金(0円)より分配対象収益は 44,105,639,024円(1万口当たり 660.97円)であり、うち 3,336,404,463円(1万口当たり50 円)を分配金額としております。

(自令和2年4月14日 至令和2年5月 13日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(223,617,437円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金

(41,345,465,135円)及び分配準備 積立金(0円)より分配対象収益は 41,569,082,572円(1万口当たり 614.29円)であり、うち 1,691,742,651円(1万口当たり25 円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	了以		 前期				 当期	
項目		自	令和1年5月14日		自 令和1年11月14日			
		至	令和1年11月13日			至	令和2年5月13日	
1. 金融商品に対する取	1 2 7	り、信託約 本方針」に 商品に対し	は、証券投資信託で 款に規定する「運用 従い、有価証券等の て投資として運用で しております。	用の基の金融	同左			
2. 金融商品の内容及びに係るリスク	# 5 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	類引びが明らクククまリあはなは、金保細は、)をたバり、運、コ銭有表、為、有、テま信用有一債す」市替信し当ィす託に価ル務るに場変用てフブ。財資	ァンドの利用してい 取引は、為替予約取 当該デリバティブ取 産に属する資産の交 する事を目的とし行 相場の変動による!	ブ責ァ「 J肋生 NRRカラ取権ン附こスリリ る引引率っ及ド属れ スス デで 的て	同左			
3. 金融商品に係るリス	\ \frac{1}{2} \	イアンス・ 理用は基示ではいる まではいいでする はいないでする はいないできる。	署から独立したコンリスク管理担当部署を把握、管理し、で運用担当部署へ対解し、対解をはい、ではないでででは、のでででは、のでででは、総合のででは、総の管理を行います。	響が、結 そので管る理が できる理から	同左			

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
7R LI	令和1年11月13日現在	令和2年5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデッジ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当期	
	令和1年11月13日現在	令和2年5月13日現在	
種類	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
投資信託受益証券	144,851,023	324,463,604	
投資証券	4,709,396,545	14,598,986,790	
合計	4,854,247,568	14,274,523,186	

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	前期				
		令和1年11月13日現在			
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
		うち			
		1 年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	3,040,907,170	-	3,040,974,000	66,830	
アメリカ・ドル	2,178,302,000	-	2,178,400,000	98,000	
イギリス・ポンド	181,923,170	-	181,935,000	11,830	
イスラエル・シュケル	6,209,960	-	6,214,000	4,040	
オーストラリア・ドル	215,849,320	-	215,818,000	31,320	
カナダ・ドル	49,348,800	-	49,356,000	7,200	
シンガポール・ドル	127,880,320	-	127,888,000	7,680	
ニュージーランド・ドル	15,176,612	-	15,177,800	1,188	
ユーロ	196,667,488	-	196,685,200	17,712	
香港・ドル	69,549,500		69,500,000	49,500	
合計	3,040,907,170	-	3,040,974,000	66,830	

		当期			
		令和2年5月13日現在			
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
		うち			
		1 年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	1,515,236,880	-	1,515,099,000	137,880	
アメリカ・ドル	1,200,063,200	-	1,199,968,000	95,200	
イギリス・ポンド	78,844,800	-	78,840,000	4,800	
オーストラリア・ドル	55,472,320	-	55,464,000	8,320	
カナダ・ドル	30,479,120	-	30,476,000	3,120	
シンガポール・ドル	52,918,740	-	52,913,000	5,740	
ユーロ	69,798,300	-	69,798,000	300	
香港・ドル	27,660,400	-	27,640,000	20,400	
合計	1,515,236,880	-	1,515,099,000	137,880	

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期
	令和1年11月13日現在	令和2年5月13日現在
1口当たり純資産額	0.3356円	0.2200円
(1万口当たり純資産額)	(3,356円)	(2,200円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

令和2年5月13日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益 証券	アメリカ・ドル	ARA US HOSPITALITY TRUST	677,400.000	264,186.000	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	550,000.000	75,350.000	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,881,700.000	1,354,824.000	
		PRIME US REIT	565,200.000	398,466.000	
	アメリカ・ドル	小計	3,674,300.000	2,092,826.000 (224,246,306)	
	オーストラリ ア・ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	478,309.000	1,190,989.410	
		APN INDUSTRIA REIT	154,665.000	327,889.800	
		ARENA REIT	413,748.000	889,558.200	
		BWP TRUST	634,892.000	2,260,215.520	
		CENTURIA OFFICE REIT	473,990.000	895,841.100	
		CHARTER HALL GROUP	597,275.000	4,539,290.000	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	550,136.000	2,305,069.840	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	580,517.000	1,811,213.040	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	339,213.000	753,052.860	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	2,485,190.000	1,913,596.300	
		DEXUS	1,392,284.000	12,836,858.480	
		GDI PROPERTY GROUP	635,686.000	664,291.870	
		GOODMAN GROUP	2,073,174.000	29,812,242.120	
		GPT GROUP	2,472,865.000	10,138,746.500	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	383,946.000	1,155,677.460	

1		1		170月1日
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	206,900.000	525,526.000	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	333,395.000	1,216,891.750	
	MIRVAC GROUP	5,082,320.000	10,825,341.600	
	NATIONAL STORAGE REIT	1,263,547.000	2,059,581.610	
	RURAL FUNDS GROUP	440,600.000	845,952.000	
	SCENTRE GROUP	6,846,378.000	15,062,031.600	
	SHOPPING CENTRES	0,040,070.000	10,002,001.000	
	AUSTRALASIA	1,387,823.000	3,067,088.830	
	STOCKLAND	3,121,555.000	8,490,629.600	
	VICINITY CENTRES	4,109,560.000	5,958,862.000	
	VIVA ENERGY REIT	868,529.000	2,058,413.730	
オーストラリア・		37,326,497.000	121,604,851.220	
			(8,432,080,384)	
シンガポール・	AIMS APAC REIT			
ドル	MANAGEMENT LTD	532,480.000	633,651.200	
	ARA LOGOS LOGISTICS TRUST	1,338,660.000	682,716.600	
	ASCENDAS REAL ESTATE	3,850,400.000	11,397,184.000	
	ASCOTT TRUST	2,403,064.000	2,054,619.720	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	3,651,890.000	5,696,948.400	
	CAPITALAND MALL TRUST	3,734,935.000	6,722,883.000	
	CAPITALAND RETAIL CHINA	996,620.000	1,315,538.400	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	1,087,500.000	989,625.000	
	ESR REIT	2,686,043.000	966,975.480	
	FAR EAST HOSPITALITY	2,000,010.000	000,0101100	
	TRUST	1,159,500.000	562,357.500	
	FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	784,700.000	666,995.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	928,200.000	1,921,374.000	
	FRASERS HOSPITALITY TRUST	1,041,600.000	494,760.000	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	3,123,280.000	3,435,608.000	
	KEPPEL DC REIT	1,556,000.000	3,609,920.000	
	KEPPEL REIT	2,508,450.000	2,658,957.000	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	2,676,100.000	361,273.500	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	2,747,100.000	5,219,490.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,939,680.000	4,907,390.400	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	3,888,120.000	6,959,734.800	

	•			有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""	国投頁 信
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL TRUST	2,719,100.000	2,311,235.000	
		OUE COMMERCIAL REIT	3,307,419.000	1,256,819.220	
		PARKWAY LIFE REIT	511,500.000	1,652,145.000	
		SABANA SHARIAH COMP IND	1,122,060.000	370,279.800	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	576,500.000	412,197.500	
		SOILBUILD BUSINESS SPACE	1,053,300.000	394,987.500	
		SPH REIT	1,126,071.000	895,226.440	
		STARHILL GLOBAL REIT	1,806,200.000	857,945.000	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	3,003,600.000	4,054,860.000	
	シンガポール・	ドル 小計	57,860,072.000	73,463,697.460 (5,553,855,528)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,856,000.000	13,771,520.000	
	香港・ドル 小	計 計	1,856,000.000	13,771,520.000 (190,460,122)	
投資信託受益	盆証券 合計		100,716,869	14,400,642,340 (14,400,642,340)	
投資証券	日本円	CREロジスティクスファ ンド投資法人	407	60,154,600	
		G L P投資法人	4,918	687,044,600	
		MCUBS MidCit y投資法人	2,267	184,760,500	
		Oneリート投資法人	300	74,610,000	
		いちごオフィスリート投資 法人	1,985	137,362,000	
		いちごホテルリート投資法 人	379	21,982,000	
		さくら総合リート投資法人	438	32,718,600	
		アクティビア・プロパ ティーズ投資法人	895	320,410,000	
		アドバンス・レジデンス投 資法人	1,794	587,535,000	
		イオンリート投資法人	1,907	215,300,300	
		インベスコ・オフィス・ ジェイリート投資法人	11,652	169,303,560	
		インヴィンシブル投資法人	8,017	192,247,660	
		エスコンジャパンリート投 資法人	384	39,129,600	
		オリックス不動産投資法人	3,535	491,718,500	
		グローバル・ワン不動産投 資法人	1,282	114,739,000	
		ケネディクス・オフィス投 資法人	547	309,602,000	
		ケネディクス・レジデン シャル・ネクスト投資法人	1,181	195,573,600	
	T.				

	I	<u> </u>	
ケネディクス商業リート投	711	133,739,100	
資法人			
│ コンフォリア・レジデン │ シャル投資法人	741	231,562,500	
サムティ・レジデンシャル			
投資法人	736	71,465,600	
サンケイリアルエステート	507	51,004,200	
投資法人	307	01,004,200	
│ ザイマックス・リート投資 │ 法人	268	25,245,600	
ジャパン・ホテル・リート		044 400 500	
投資法人	5,674	214,193,500	
ジャパンエクセレント投資 法人	1,623	191,838,600	
ジャパンリアルエステイト			
投資法人	1,781	1,006,265,000	
スターアジア不動産投資法	652	55,094,000	
人 スターツプロシード投資法			
人	267	50,196,000	
タカラレーベン不動産投資	533	44,985,200	
法人 トーセイ・リート投資法人	431	43,186,200	
ヒューリックリート投資法	431	45, 100, 200	
人	1,544	190,684,000	
フロンティア不動産投資法	625	203,125,000	
プレミア投資法人			
プレミア投員法人 ヘルスケア&メディカル投	1,714	189,739,800	
ベルスケア&メディカル投 資法人	413	49,312,200	
マリモ地方創生リート投資	200	20,560,000	
法人	200	20,000,000	
ユナイテッド・アーバン投 資法人	3,993	480,357,900	
^{夏/広へ} ラサールロジポート投資法			
人	1,734	263,914,800	
伊藤忠アドバンス・ロジス	565	73,054,500	
ティクス投資法人			
阪急阪神リート投資法人	918	119,615,400	
│ 三井不動産ロジスティクス │ パーク投資法人	495	222,502,500	
三菱地所物流リート投資法	400	450 004 000	
人	409	150,921,000	
産業ファンド投資法人	2,291	358,999,700	
森トラスト・ホテルリート 投資法人	458	40,945,200	
森トラスト総合リート投資			
法人	1,279	157,444,900	
森ヒルズリート投資法人	2,092	280,746,400	
星野リゾート・リート投資	287	108,486,000	
法人			

ı			日叫此为旧山自(八)	
	積水ハウス・リート投資法	5,252	339,804,400	
	大江戸温泉リート投資法人	310	19,995,000	
	大和ハウスリート投資法人	2,536	641,608,000	
	大和証券オフィス投資法人	402	242,406,000	
	大和証券リビング投資法人	2,144	199,392,000	
	投資法人みらい	2,083	79,362,300	
	東急リアル・エステート投	2,003	79,302,300	
	資法人	1,225	173,460,000	
	日本アコモデーションファ	620	376,340,000	
	ンド投資法人	020	370,340,000	
	日本ビルファンド投資法人	1,816	1,125,920,000	
	日本プライムリアルティ投	1,179	357,237,000	
	資法人	1,110		
	日本プロロジスリート投資	3,018	899,062,200	
	法人			
	日本リート投資法人	589	197,609,500	
	日本リテールファンド投資	3,352	481,682,400	
	法人	0,002		
	日本ロジスティクスファン ド投資法人	1,183	334,789,000	
	福岡リート投資法人	946	115,885,000	
	平和不動産リート投資法人	1,149	115,359,600	
	野村不動産マスターファン	1,140	110,000,000	
	ド投資法人	5,838	715,738,800	
日本円 小計		108,471	15,279,027,520	
アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	115,005.000	1,242,054.000	
	AGREE REALTY CORP	62,835.000	3,779,525.250	
	ALEXANDER'S INC.	2,679.000	637,602.000	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE	457 072 000	22 444 500 600	
	EQUIT	157,973.000	23,411,598.600	
	AMERICAN ASSETS TRUST	62 020 000	1 507 614 940	
	INC	63,828.000	1,597,614.840	
	AMERICAN CAMPUS	179,006.000	5,341,539.040	
	COMMUNITIES	179,000.000	3,341,339.040	
	AMERICAN FINANCE TRUST	132,581.000	858,461.970	
	INC	102,001.000	000,401.970	
	AMERICAN HOMES 4 RENT	327,426.000	7,796,013.060	
	AMERICOLD REALTY TRUST	246,440.000	8,211,380.800	
	APARTMENT INVT & MGMT	191,152.000	6,766,780.800	
	CO-A	191,102.000	0,700,700.000	
	APPLE HOSPITALITY REIT	267,326.000	2,106,528.880	
	INC	201,320.000	2,100,020.000	
	ASHFORD HOSPITALITY	116,426.000	74,163.360	
	TRUST	110, 120.000	71,100.000	
	AVALONBAY COMMUNITIES	179,999.000	27,269,848.500	
	INC	,		
	BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH REIT INC	32,000.000	192,320.000	
	BOSTON PROPERTIES INC	185,136.000	14,583,162.720	

			<u>国投頁</u> 信
BRAEMAR HOTELS & RESORTS	42,900.000	103,389.000	
BRANDYWINE REALTY TRUST	223,738.000	2,036,015.800	
BRIXMOR PROPERTY GROUP	223,730.000	2,030,013.000	
INC	380,938.000	3,847,473.800	
BROOKFIELD PROPERTY REIT			
INC	78,252.000	702,702.960	
BRT APARTMENTS CORP	15,391.000	138,057.270	
CAMDEN PROPERTY TRUST	124,544.000	10,484,113.920	
CARETRUST REIT INC	125,301.000	2,131,370.010	
CBL & ASSOCIATES	259,745.000	59,741.350	
CEDAR REALTY TRUST INC	122,270.000	95,370.600	
CHATHAM LODGING TRUST	59,933.000	329,631.500	
CITY OFFICE REIT INC	75,377.000	717,589.040	
CLIPPER REALTY INC	20,234.000	115,131.460	
COLONY CAPITAL INC	649,926.000	1,137,370.500	
COLUMBIA PROPERTY TRUST			
INC	148,031.000	1,736,403.630	
COMMUNITY HEALTHCARE	0E 000 000	050 000 000	
TRUST INC	25,696.000	850,023.680	
CORECIVIC INC	158,014.000	1,738,154.000	
COREPOINT LODGING INC	57,459.000	209,725.350	
CORESITE REALTY CORP	52,419.000	6,331,691.010	
CORPORATE OFFICE	142 194 000	2 204 960 760	
PROPERTIES	143,184.000	3,384,869.760	
COUSINS PROPERTIES INC	191,207.000	5,042,128.590	
CUBESMART	248,379.000	6,077,834.130	
CYRUSONE INC	145,593.000	10,452,121.470	
DIAMONDROCK HOSPITALITY	261,062.000	1,174,779.000	
CO	201,002.000	1,111,110.000	
DIGITAL REALTY TRUST INC	338,960.000	45,057,952.800	
DIVERSIFIED HEALTHCARE	316,284.000	921,967.860	
TRUST			
DOUGLAS EMMETT INC	214,595.000	6,034,411.400	
DUKE REALTY TRUST	473,271.000	14,979,027.150	
EAST GROUP	50,078.000	5,124,481.740	
EASTERLY GOVERNMENT	97,613.000	2,456,919.210	
PROPERTIES INC			
EMPIRE STATE REALTY	199,619.000	1,461,211.080	
TRUST INC	400 007 000	0 505 050 500	
EPR PROPERTIES	102,307.000	2,565,859.560	
EQUINIX INC	109,996.000	72,998,845.400	
EQUITY COMMONWEALTH	156,254.000	5,059,504.520	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	234,362.000	13,546,123.600	
EQUITY RESIDENTIAL	449,897.000	27,043,308.670	
ESSENTIAL PROPERTIES	44 3,037.000	21,043,300.070	
REALTY TRUST INC	116,302.000	1,406,091.180	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	85,128.000	19,570,927.200	

		有1111社分由山青(内	四汉貝店
EXTRA SPACE STORAGE INC	166,736.000	14,224,248.160	
FARMLAND PARTNERS INC	28,438.000	172,618.660	
FEDERAL REALTY INVS	04 204 000	6 620 447 050	
TRUST	91,391.000	6,630,417.050	
FIRST INDUSTRIAL RT	162,829.000	5,524,787.970	
FOUR CORNERS PROPERTY	07 404 000	4 000 004 500	
TRUST INC	87,194.000	1,663,661.520	
FRANKLIN STREET	427 400 000	055 000 440	
PROPERTIES C	137,198.000	655,806.440	
FRONT YARD RESIDENTIAL	64 427 000	440 725 670	
CORP	61,127.000	440,725.670	
GAMING AND LEISURE	261,926.000	7,011,759.020	
PROPERTIES INC	201,920.000	7,011,739.020	
GEO GROUP INC	157,888.000	1,768,345.600	
GETTY REALTY CORP	43,222.000	1,080,117.780	
GLADSTONE COMMERCIAL	47,005.000	716,356.200	
CORP	47,005.000	110,350.200	
GLADSTONE LAND CORP	20,609.000	287,701.640	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	52,517.000	517,817.620	
GLOBAL NET LEASE INC	116,426.000	1,497,238.360	
HEALTHCARE REALTY TRUST	474 225 000	E 040 004 050	
INC	174,335.000	5,040,024.850	
HEALTHCARE TRUST OF	265 054 000	6 266 866 040	
AMERICA INC	265,951.000	6,366,866.940	
HEALTHPEAK PROPERTIES	627 109 000	12 090 124 120	
INC	637,198.000	13,980,124.120	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	50,240.000	210,505.600	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	135,375.000	4,617,641.250	
HOST HOTELS & RESORTS	921,939.000	9,062,660.370	
INC	921,939.000	9,002,000.370	
HUDSON PACIFIC	198,365.000	4,189,468.800	
PROPERTIES INC	190,303.000	4,109,400.000	
INDEPENDENCE REALTY	116,860.000	1,082,123.600	
TRUST INC	110,000.000	1,002,123.000	
INDUSTRIAL LOGISTICS	84,450.000	1,396,380.750	
PROPERTIES TRUST	04,400.000	1,030,000.700	
INNOVATIVE INDUSTRIAL	21,846.000	1,623,813.180	
PROPERTIES INC	21,040.000	1,020,013.100	
INVESTORS REAL ESTATE	14,935.000	894,009.100	
TRUST	17,300.000	007,000.100	
INVITATION HOMES INC	693,303.000	16,722,468.360	
IRON MOUNTAIN INC	369,044.000	8,524,916.400	
JBG SMITH PROPERTIES	151,191.000	4,599,230.220	
KILROY REALTY CORP	125,248.000	6,884,882.560	
KIMCO REALTY	550,249.000	5,161,335.620	
KITE REALTY GROUP TRUST	110,110.000	953,552.600	
LEXINGTON REALTY TRUST	316,272.000	2,957,143.200	
LIFE STORAGE INC	60,790.000	5,313,653.900	
LTC PROPERTIES INC	52,024.000	1,736,040.880	
	·		

		有価証券届出書(内国技	<u> </u>
MACK CALI	117,940.000	1,671,209.800	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	665,698.000	11,190,383.380	
MID AMERICA	146,878.000	15,971,513.720	
MONMOUTH RE INVEST CP -	122,291.000	1,473,606.550	
CL A	122,201.000	1,470,000.000	
NATIONAL HEALTH INVS INC	56,032.000	2,829,055.680	
NATIONAL RETAIL	220,334.000	6,480,022.940	
PROPERTIES INC	220,001.000	0,100,022.010	
NATIONAL STORAGE	76,335.000	2,018,297.400	
AFFILIATES TRUST	70,000.000	2,010,2011100	
NEW SENIOR INVESTMENT	110,190.000	288,697.800	
GROUP INC	,	200,000.1000	
NEXPOINT RESIDENTIAL	29,109.000	858,424.410	
TRUST INC	20,1001000	333, 1211113	
OFFICE PROPERTIES INCOME	62,752.000	1,421,646.560	
TRUST	02,: 02:000	1,121,0101000	
OMEGA HEALTHCARE INVS	280,594.000	6,969,954.960	
INC	,	.,,	
ONE LIBERTY PROPERTIES	20,701.000	295,403.270	
INC	·	,	
PARAMOUNT GROUP INC	263,447.000	2,149,727.520	
PARK HOTELS & RESORTS	304,403.000	2,219,097.870	
INC			
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	165,124.000	1,639,681.320	
PENN REAL ESTATE INVEST	81,548.000	85,625.400	
TST			
PHYSICIANS REALTY TRUST	254,639.000	3,954,543.670	_
PIEDMONT OFFICE REALTY	163,981.000	2,435,117.850	
TRUST INC			
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT	17,283.000	231,592.200	
INC			\dashv
PREFERRED APARTMENT	58,133.000	378,445.830	
COMMUNITIES INC	050 070 000	00 000 470 400	-
PROLOGIS INC	952,270.000	80,200,179.400	\dashv
PS BUSINESS PARKS	26,318.000	3,024,727.740	_
PUBLIC STORAGE	193,666.000	34,563,571.020	\dashv
QTS REALTY TRUST INC	74,419.000	4,573,047.550	\blacksquare
REALTY INCOME CORP	441,575.000	22,816,180.250	\dashv
REGENCY CENTERS CORP	215,345.000	8,292,935.950	
RETAIL OPPORTUNITY	152,883.000	1,272,750.970	
INVESTMENTS CORP	, , , ,		
RETAIL PROPERTIES OF	285,015.000	1,316,769.300	
AMERICA INC			
RETAIL VALUE INC	17,971.000	212,057.800	
REXFORD INDUSTRIAL	144,525.000	5,587,336.500	
REALTY INC	·		
RLJ LODGING TRUST	218,409.000	1,742,903.820	
RPT REALTY	103,600.000	584,304.000	
RYMAN HOSPITALITY	72,145.000	1,930,600.200	
PROPERTIES	,	1,000,000.200	

	SABRA HEALTH CARE REIT	260, 625, 000	2 062 170 750	
	INC	269,625.000	2,963,178.750	
	SAFEHOLD INC	17,831.000	856,066.310	
	SAUL CENTERS INC	15,856.000	430,966.080	
	SERITAGE GROWTH PROPERTIES	45,430.000	348,448.100	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	219,600.000	1,157,292.000	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	395,337.000	21,561,679.980	
	SITE CENTERS CORP	201,990.000	981,671.400	
	SL GREEN	106,255.000	4,474,398.050	
	SPIRIT REALTY CAPITAL	100,2001000	1, 11 1,000.000	
	INC	129,088.000	3,521,520.640	
	STAG INDUSTRIAL INC	194,028.000	4,679,955.360	
	STORE CAPITAL CORP	273,929.000	5,245,740.350	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	137,280.000	713,856.000	
	SUN COMMUNITIES INC	119,341.000	15,459,433.140	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS	285,573.000	2,113,240.200	
	TANGER FACTORY OUTLET	119,898.000	681,020.640	
	TAUBMAN CENTERS INC	79,416.000	3,080,546.640	
	TERRENO REALTY CORP	87,577.000	4,258,869.510	
	THE MACERICH COMPANY	148,669.000	952,968.290	
	UDR INC	377,218.000	13,628,886.340	
	UMH PROPERTIES INC	51,453.000	612,290.700	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	16,185.000	1,418,129.700	
	URBAN EDGE PROPERTIES	152,549.000	1,327,176.300	
	URSTADT BIDDLE	·		
	PROPERTIES	42,100.000	508,989.000	
	VENTAS INC	479,758.000	13,318,082.080	
	VEREIT INC	1,370,996.000	6,731,590.360	
	VICI PROPERTIES INC	592,750.000	9,347,667.500	
	VORNADO REALTY TRUST	203,433.000	7,227,974.490	
	WASHINGTON PRIME GROUP	253,406.000	166,487.740	
	WASHINGTON REIT	103,847.000	2,083,170.820	
	WEINGARTEN REALTY INVST	157,033.000	2,448,144.470	
	WELLTOWER INC	522,757.000	20,790,045.890	
	WHITESTONE REIT	57,830.000	309,390.500	
	WP CAREY INC	221,731.000	12,969,046.190	
	XENIA HOTELS & RESORTS	150,133.000	1,091,466.910	
	INC			
アメリカ・ドル	小計	29,013,757.000	922,638,160.070	
イギリス・ポン	AEW UK REIT PLC	151,001.000	(98,860,678,852) 93,016.610	
۲	ASSURA PLC	2 112 106 000	2 202 440 240	
	BIG YELLOW GROUP PLC	3,112,406.000	2,393,440.210	
I	DIG ILLLOW GROUP PLG	197,057.000	1,917,364.610	

	DMO COMMEDCIAL DRODERTY			
	BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	1,003,096.000	627,938.090	
	BRITISH LAND CO PLC	1,207,444.000	4 152 200 010	
	CAPITAL & COUNTIES	1,207,444.000	4,152,399.910	
	PROPERTIES PLC	1,110,000.000	1,666,110.000	
	CAPITAL & REGIONAL PLC	69,231.000	72,000.240	
	CIVITAS SOCIAL HOUSING	830,031.000	856,591.990	
	PLC			
	DERWENT LONDON PLC	134,862.000	3,754,558.080	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	817,896.000	516,910.270	
	GREAT PORTLAND ESTATES	000 077 000	0.050.000.040	
	PLC	329,377.000	2,053,336.210	
	HAMMERSON PLC	1,020,018.000	459,008.100	
	INTU PROPERTIES PLC	1,218,383.000	58,482.380	
	LAND SECURITIES GROUP	964,871.000	5,324,158.170	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,092,491.000	2,119,432.540	
	LXI REIT PLC	658,155.000	631,828.800	
	NEWRIVER REIT PLC	398,167.000	233,325.860	
	PICTON PROPERTY INCOME	701,303.000	421,483.100	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	1,572,110.000	2,468,212.700	
	RDI REIT PLC	335,098.000	156,490.760	
	REGIONAL REIT LTD	556,678.000	436,992.230	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	270,454.000	1,805,280.450	
	SCHRODER REAL ESTATE			
	INVESTMENT TRUST LTD	763,520.000	259,596.800	
	SEGRO PLC	1,411,690.000	11,508,096.880	
	SHAFTESBURY PLC	288,133.000	1,564,562.190	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	462,305.000	441,963.580	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	2,210,471.000	2,816,140.050	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT LTD	1,101,389.000	632,197.280	
	UNITE GROUP PLC	465,418.000	3,532,522.620	
	WORKSPACE GROUP PLC	167,627.000	1,160,816.970	
 イギリス・ポント	1	24,620,682.000	54,134,257.680	
	J H1	2.,525,502.600	(7,113,782,802)	
イスラエル・ シュケル	REIT 1 LTD	235,127.000	3,726,762.950	
イスラエル・ショ	」 ケル 小計	235,127.000	3,726,762.950	
177210 7	- N . 71 II. II. A . V	200, 127.000	(113,629,002)	
 カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	78,677.000	3,193,499.430	
	ARTIS REAL ESTATE	. 5,5,7,7,600		
	INVESTMENT TRUST	80,750.000	604,817.500	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	30,248.000	749,847.920	
	64/404	1		

	CANADIAN APT PPTYS REIT	107,869.000	5,073,079.070	
	CHOICE PROPERTIES REIT	192,120.000	2,313,124.800	
	COMINAR REAL ESTATE INVT	440 507 000	200 400 000	
	TR	119,597.000	892,193.620	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	56,283.000	688,341.090	
	CT REAL ESTATE	65 502 000	806,996.960	
	INVESTMENT TRUST	65,503.000	800,990.900	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	98,856.000	912,440.880	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE	35,101.000	665,865.970	
	INV TRUST	00,101.000	000,000.070	
	FIRST CAPITAL REAL	141,558.000	1,685,955.780	
	ESTATE INVESTMENT TRUST	111,000.000	1,000,000.700	
	GRANITE REAL ESTATE	33,402.000	2,141,068.200	
	INVESTMENT TRUST	,	, ,	
	H & R REAL ESTATE	181,749.000	1,588,486.260	
	INVESTMENT	·	, ,	
	INTERRENT REAL ESTATE	78,039.000	1,094,106.780	
	INVEST			
	KILLAM APARTMENT REAL	61,804.000	1,025,328.360	
	ESTATE INVESTMENT TRUST MINTO APARTMENT REAL			
	ESTATE INVESTMENT TRUST	20,637.000	413,359.110	
	MORGUARD NORTH AMERICAN			
	RESIDENTIAL REIT	23,108.000	309,878.280	
	NORTHVIEW APARTMENT REIT	42,815.000	1,489,962.000	
	NORTHWEST HEALTHCARE	,	.,,	
	PROPERTIES REAL ESTATE	98,350.000	910,721.000	
	INVESTMENT TRUST	·	·	
	RIOCAN REAL ESTATE			
	INVEST TRUST	202,663.000	2,885,921.120	
	SLATE OFFICE REIT	51,922.000	180,169.340	
	SLATE RETAIL REIT	26,222.000	221,838.120	
	SMARTCENTRES REIT	92,437.000	1,758,151.740	
	SUMMIT INDUSTRIAL INCOME	81,492.000	795,361.920	
	REIT	01,432.000	793,301.920	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REIT	53,521.000	287,407.770	
カナダ・ドル 小	計	2,054,723.000	32,687,923.020	
	_		(2,490,819,734)	
ニュージーラン ド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	1,097,889.000	1,147,294.000	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	1,433,001.000	3,317,397.310	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	1,974,452.000	1,816,495.840	
	PRECINCT PROPERTIES	1,410,044.000	2,227,869.520	
	VITAL HEALTHCARE	464,614.000	1,110,427.460	
	PROPERTY TRUST			
ニュージーランド	・ドル 小計	6,380,000.000	9,619,484.130	
			(626,805,586)	
ユーロ	AEDIFICA	34,894.000	3,199,779.800	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	204,434.000	2,692,395.780	
	60/4.04			

			日叫叫力用山自(四	国汉其旧
	ALTAREA	4,263.000	482,571.600	
	BEFIMMO	29,614.000	1,143,100.400	
	COFINIMMO SA	31,423.000	3,927,875.000	
	COVIVIO	57,851.000	2,970,648.850	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	53,882.000	534,509.440	
	GECINA SA	70,464.000	7,751,040.000	
	HAMBORNER REIT AG	90,564.000	729,040.200	
	HIBERNIA REIT PLC	892,170.000	963,543.600	
	ICADE	·		
	IMMOBILIARE GRANDE	36,568.000	2,397,032.400	
	DISTRIBUZIONE	69,896.000	230,656.800	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	316,119.000	2,418,310.350	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	29,615.000	639,684.000	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	548,173.000	635,880.680	
	KLEPIERRE	271,196.000	4,420,494.800	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	85,094.000	315,273.270	
	MERCIALYS	36,087.000	226,445.920	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	469,775.000	3,401,171.000	
	MONTEA SCA	14,446.000	1,160,013.800	
	NSI NV	21,421.000	695,111.450	
	RETAIL ESTATES	14,463.000	727,488.900	
	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	176,926.000	8,352,676.460	
	VASTNED RETAIL	24,848.000	425,894.720	
	WAREHOUSES DE PAUW	165,523.000	3,840,133.600	
	WERELDHAVE NV	50,898.000	363,157.230	
ユーロ 小計	WENCEDIAVE IV	3,800,607.000	54,643,930.050	
		3,000,007.000	(6,356,728,383)	
韓国・ウォン	SHINHAN ALPHA REIT CO	44,486.000	279,372,080.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD-RTS	4,049.000	1,571,012.000	
韓国・ウォン	小計	48,535.000	280,943,092.000	
			(24,554,426)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	2,589,000.000	11,650,500.000	
	LINK REIT	2,702,100.000	182,526,855.000	
	PROSPERITY REIT	1,648,000.000	3,955,200.000	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,331,000.000	5,164,280.000	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,922,000.000	7,188,280.000	
 香港・ドル 小i		10,192,100.000	210,485,115.000	
			(2,911,009,140)	
		76,454,002	133,777,035,445	
		1 -,,]	, ,,,,,,,,	· I

投資証券 合計

EDINET提出書類

アセットマネジメント On e 株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	(118,498,007,925)	
合計	148,177,677,785	
	(132,898,650,265)	

(注)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 . 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	4銘柄	0.15	-	66.87
	投資証券	153銘柄	-	66.40	
イギリス・ポンド	投資証券	30銘柄	-	4.78	4.80
イスラエル・シュケル	投資証券	1銘柄	-	0.08	0.08
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券	25銘柄	5.66	-	5.69
カナダ・ドル	投資証券	25銘柄	-	1.67	1.68
シンガポール・ドル	投資信託受益証券	29銘柄	3.73	-	3.75
ニュージーランド・ドル	投資証券	5銘柄	-	0.42	0.42
ユーロ	投資証券	26銘柄	-	4.27	4.29
韓国・ウォン	投資証券	2銘柄	-	0.02	0.02
香港・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	0.13	-	2.09
	投資証券	5銘柄	-	1.96	

⁽注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年5月29日現在

資産総額	164,321,560,586円
負債総額	185,189,572円
純資産総額(-)	164,136,371,014円
発行済数量	680,299,063,817□
1口当たり純資産額(/)	0.2413円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2020年5月29日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2020年5月29日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役 の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の 決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役 会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。ま た、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年5月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,160,565,284,561
追加型株式投資信託	863	13,062,656,894,856
単位型公社債投資信託	36	97,205,646,710
単位型株式投資信託	185	1,287,535,891,479
合計	1,110	15,607,963,717,606

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産	1,461,316	1,278,455
建物	1 1,096,916	1 1,006,793
器具備品	1 364,399	1 270,768
建設仮勘定	-	894
無形固定資産	2,411,540	3,524,781
ソフトウエア	885,545	3,299,065
ソフトウエア仮勘定	1,522,040	221,784
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	-
投資その他の資産	9,269,808	9,482,127
投資有価証券	1,611,931	261,361
関係会社株式	4,499,196	5,299,196
長期差入保証金	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(羊瓜・111)			
	第34期	第35期	
(名唐の切り	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)	
(負債の部)			
流動負債	2 402 000	2 702 000	
預り金	2,183,889	3,702,906	
未払金	5,697,942	4,803,140	
未払収益分配金	1,053	966	
未払償還金	48,968	9,999	
未払手数料	4,883,723	4,582,140	
その他未払金	764,196	210,034	
未払費用	6,724,986	6,673,320	
未払法人税等	3,341,238	4,090,268	
未払消費税等	576,632	1,338,183	
賞与引当金	1,344,466	1,373,328	
役員賞与引当金	48,609	65,290	
流動負債計	19,917,766	22,046,438	
固定負債			
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947	
時効後支払損引当金	177,851	174,139	
固定負債計	2,073,009	2,293,087	
負債合計	21,990,776	24,339,526	
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	2,000,000	2,000,000	
資本剰余金	19,552,957	19,552,957	
資本準備金	2,428,478	2,428,478	
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479	
利益剰余金	45,949,372	49,674,383	
利益準備金	123,293	123,293	
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090	
別途積立金	31,680,000	31,680,000	
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090	
株主資本計	67,502,329	71,227,341	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	846,755	7	
評価・換算差額等計	846,755	7	
純資産合計	68,349,085	71,227,333	
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859	

(2)【損益計算書】

	(单位:十円)					
	第34期	_	第35期			
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31		(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			
	土 2019年3月31	ΗЛ	土 2020年3	7011		
昌耒収益 委託者報酬	8/ 012 505		84,426,075			
安託有報酬 運用受託報酬	84,812,585 16,483,356		16,912,305			
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954			
その他営業収益	113,622		68,156			
営業収益計		02,645,117	00,130	102,615,492		
ログラス ロスター ロスター ロスター ロスター ロスター ロスター ロスター ロスタ	'	02,045,117		102,013,492		
支払手数料	36,100,556		34,980,736			
広告宣伝費	387,028		340,791			
公告費	375		375			
調査費	24,389,003		25,132,268			
調査費	9,956,757		10,586,542			
委託調査費	14,432,246		14,545,725			
委託計算費	936,075		698,723			
営業雑経費	1,254,114		990,002			
通信費	47,007		44,209			
印刷費	978,185		738,330			
協会費	63,558		71,386			
諸会費	22,877		22,790			
支払販売手数料	142,485		113,286			
営業費用計		63,067,153	,	62,142,897		
一般管理費		. ,				
給料	10,859,354		10,817,861			
役員報酬	189,198		174,795			
給料・手当	9,098,957		9,087,800			
賞与	1,571,197		1,555,264			
交際費	60,115		40,436			
寄付金	7,255		8,906			
旅費交通費	361,479		320,037			
租税公課	588,172		651,265			
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503			
退職給付費用	521,184		505,189			
固定資産減価償却費	590,667		882,526			
福利厚生費	45,292		44,352			
修繕費	16,247		1,843			
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328			
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290			
機器リース料	130		233			
事務委託費	3,302,806		3,625,424			
事務用消耗品費	131,074		104,627			
器具備品費	8,112		1,620			
諸経費	188,367		197,094			
一般管理費計		19,585,212		20,119,543		
営業利益		19,992,752		20,353,050		

	第34	1 #R	第3:	
	-	!期 丰 4月1日		5期 年4月1日
	-	≢3月31日)	至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	-		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	-		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	-		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	1 19,121		1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		71,767		385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

					株主資本				
		資本剰余金			利益剰余金				
	3m 1 A			N 1 - 1 A A			その他和	川益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余 金の取崩									6,600,000
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主		評価・換	算差額等		
	利益剰余金	————— 株主資本	その他	評価・換算	純資産	
	利益剰余金 合計	合計	有価証券 評価差額金	差額等合計	合計	
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	
当期変動額						
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000	
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516	
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000	
研究開発 積立金の取崩	300,000	300,000			300,000	
運用責任準備 積立金の取崩	200,000	200,000			200,000	
繰越利益剰余 金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753	
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270	
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085	

								`		
		株主資本								
			資本剰余金			利	益剰余金			
			41	17 1 TILA A		その他和	川益剰余金		株主資本	
	資本金	 資本準備金 	その他 資本剰余金	資本剰余金 利益 合計 準備金		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329	
当期変動額										
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000	
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011	
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341	

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

重要な会計方針

三女の女们刀列	
1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評 価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について は、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま す。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

		(· · · ·)
	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期	第35期
	(自 2018年4月 1日	(自 2019年4月 1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日	普通 株式	利益	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2010年6日21日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	11,200,000	202,000	2019牛3月31日	2019年6月21日

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日	普通株式	11 290 000	202 000	2019年3月31日	2019年6月21日
定時株主総会	A種種類 株式	11,280,000	282,000	2019中3月31日	2019年0月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2)金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3)未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4)未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2)金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3)未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4)未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	1
(1)未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	1

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている 有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非上場株式	276,764	259,369
関係会社株式	4,499,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、 時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有 価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2)金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3)未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2)金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3)未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

			, ,
区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
株式	1,298,377	1,169,758	-	
投資信託	159,526	5,528	1	

⁽注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しておりま す。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

		(111)
	第34期	第35期
	(自 2018年4月 1日	(自 2019年4月 1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	10,147	18,448
退職給付の支払額	158,018	187,749
その他	438	1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

		(TD)
	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	150,568	130,155
未認識過去勤務費用	243,317	173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(十円)
	第34期	第35期
	(自 2018年4月 1日	(自 2019年4月 1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
 勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	3,640	11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期	<u>第35期</u>
	<u>(2019年3月31日現在)</u>	(2020年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額(一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額(税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金		3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	<u>-</u>	-
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	321,067	-
繰延税金負債合計	321,067	<u> </u>
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信		
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	0,777	信託業務、銀行業 務、投資運用業務			

2.企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

 9 · ** / / / / / / / / / / / / / / / / / /		1 0 2 1 0 1 0 1
۵	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結 合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月 13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下 の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円 取得原価 144.212.500千円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224,837千円

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた b. 発生原因 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40.451.657千円

> うち現金・預金 11,605,537千円 うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額 負債合計 9,256,209千円

> うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種 類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第34期	第35期
(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円
(注)固定資産及び資産合計には	は、のれん及び顧客関連	資産の金額が含まれております。

のれん 66,696,733千円 62,885,491千円

顧客関連資産 39,959,586千円 34,810,031千円

(2)損益計算書項目

()	第34期	第35期		
	(自 2018年4月 1日	(自 2019年4月 1日		
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)		
営業収益	- 千円	- 千円		
営業利益	9,043,138千円	8,954,439千円		
経常利益	9,043,138千円	8,954,439千円		
税引前当期純利益	9,091,728千円	9,111,312千円		
当期純利益	7,489,721千円	7,536,465千円		
1株当たり当期純利益	187,243円04銭	188,411円64銭		
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円		
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円		

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

_											
	会社等の	住所		事業の 内容又			系内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	云紅寺の名称			は職業	有(被	役員の		扱うの内谷	(千円)	174 EI 	新木戏同 (千円)
-					所有) 割合	兼任等	の関係				
親会	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	l	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	915,980
社の子								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

23	505期(日 2019年4月1日 主 2020年5月31日)										
属性	会社等の 名称	住所	又は	事業の 内容又 は職業	等の所 有(被		事業上	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
会社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,112,061
の子会社	みずほ証 券株式会 社			証券業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理 的に決定しております。
- (注3)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第34期	第35期
	(自 2019年4月 1日
至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
14,119,516千円	15,005,011千円
-	1
14,119,516千円	15,005,011千円
40,000株	40,000株
(24,490株)	(24,490株)
(15,510株)	(15,510株)
	(自 2018年4月 1日至 2019年3月31日) 14,119,516千円 - 14,119,516千円 40,000株 (24,490株)

⁽注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数 を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体と して政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引 または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a.名称

みずほ信託銀行株式会社

b.資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

c.事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額	事業の内容
	(単位:百万円)	事業の内台
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	日本において銀行業務を営んでおりま
		す 。

(注)資本金の額は2019年3月末日現在

2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

アセットマネジメント One 株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監查法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM世界リートインデックスファンド(毎月分配型)の令和1年11月14日から令和2年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM世界リートインデックスファンド(毎月分配型)の令和2年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。